

税制改正（電子帳簿法・インボイス制度）セミナー

2021年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。電子帳簿保存法は生産性向上やコスト削減を図る事業者には知っておくべき制度であり、「インボイス制度」は事業者が消費税を納める際に関係してくる税制ですが、免税事業者にも大きな影響を与えると懸念されており、ほとんどの事業者が関係してくるものです。本セミナーでは、制度の概要とともに、事業者に与える影響、今後の手続きについてわかりやすく説明いたします。この機会にぜひご参加ください。

【日 時】11月12日（金）15:00～16:30 【会場】東出雲町商工会2階会議室

【講 師】税理士 石原 宙 氏 【定 員】先着30名 【受講料】無料

【申込方法】別紙案内チラシ兼受講申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等でお申込みください。

小さな会社もできる！「選ばれる理由づくり」と「お客様へのアプローチ」**実践オンラインセミナー**

ウィズコロナ・アフターコロナのなかで、ビジネスを継続するには「自社が選ばれる理由」を明確にしつつ、それを活かした「営業活動手法とその実行」が必要不可欠となっています。本セミナーでは、小さな会社でもすぐに取り組める手法を、わかりやすくお伝えいたします。

【日 時】第1回 11月12日（金） 第2回 11月26日（金） 両日 13:30～15:00

【講 師】株式会社ヒトサクラポ 代表取締役 吉田 英憲 氏

【会 場】オンライン（Zoomビデオウェビナー） 【受講料】無料

【申込方法】別紙案内チラシ兼受講申込書に必要事項をご記入のうえ、E-Mailにてお申込みください。

「中小企業事業継続特別給付金」11月中旬受付開始予定（島根県）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、売上が減少した県内中小企業者等の事業者には給付金が支給されます。※詳細につきましては、正式決定後に島根県HPで公表されます。

【対 象 者】中小企業者等

【補助要件】事業に係る売上が、令和2年12月から令和3年10月までの間の任意の連続する2カ月の売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して30%以上減少
※ただし、売上高を比較した前年同月期間または前々年同期間の売上高の合計が

【給付金額】40万円（1事業者当たり定額）

【申請期間】未定

「飲食店等事業継続特別給付金」（追加分）11月中旬受付開始予定（島根県）

新型コロナウイルス感染症の第3波において飲食の場が感染拡大の主な起点とされた影響により、売上が減少した県内飲食事業者の事業継続を支援するため、より支援が行き渡るよう要件が緩和されます。

【対 象 者】「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けている店舗

※スーパーマーケット、コンビニエンスストア、調理等を行う自動販売機は除く

【補助要件】・直近期の売上高（飲食店等営業以外も含めた総売上高）が、その前期または前々期と比較して減少、かつ次のアまたはイのいずれかを満たすこと

ア・飲食店等営業に係る売上が、直近期とその前期又は前々期を比較して20%以上減少

イ・飲食点等営業に係る売上が、令和2年12月から令和3年3月までの間の売上高の任意の連続する2カ月間の売上高の合計と前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して30%以上減少

【給付金額】基準となる年間売上高（前期または前々期）に応じて、1店舗あたり定額を給付

※1事業者あたりの給付上限額は200万円40万円（1事業者当たり定額）

【申請期間】未定

商工会費の納入について

商工会費下期分の納入期日は11月末です。納入のご案内を同封していますので、ご確認をお願いいたします。

※上期分・加入金の納入がお済でない場合は合わせてご納入ください

※ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください

【問合せ】商工会 TEL 52-2344 (担当: 渡邊、笹尾)

商工親睦ボウリング大会★開催 詳細は別紙をご覧ください。

「確かな未来」が会社を変える。



「中退共」は中小企業が加入しやすい国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから**安全・安心!**
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立で**ラクラク管理!**
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は**全額非課税**でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポートビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaiyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくれた

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

~24時間・365日お問い合わせ可能になりました~

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です
小規模企業共済

制度の特長

① 経営者のための**退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

② 掛金は**全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。
共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

③ 受取時も**税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。



ジョイメイトしまねが社員の皆様の福利厚生をサポートします!

●会費: 一人月額**1,000円**(年間12,000円)

◎ジョイメイトしまねに加入すると以下のようなサポートが受けられます。



- | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|--------------|------------------------------|
| ニュース掲載ツアー
1,000円~10,000円割引 | 5年に1度
永年勤続
5,000円~10,000円給付 | 健康診断6,000円補助 | 宿泊付き
忘新年会2,000円補助 |
| 割引指定店5%以上割引 | ツアー2,000円割引 | 隠岐汽船1,000円割引 | 抽選で
お食事割引券
1,000円プレゼント |
| 隔年
熟年夫婦旅行
10,000円補助 | インフルエンザ予防接種
600円補助 | 祝い金・見舞金等給付 | 各種チケット購入補助 |

「2,100事業所・28,000人をサポート中」まずはお電話下さい! ジョイメイトしまね ☎(0852)28-6555